

令和7年生駒市農業委員会3回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和7年3月14日(金)午後2時00分

会議開催場所 市役所 大会議室

出席者 会長 10番 中井 啓二

農業委員会委員

1番	山角	ひろ子	2番	奥野	通孝
3番	田中	良治	4番	稲葉	健三
5番	今井	正徳	6番	岩前	利典
7番	松尾	克巳	8番	岡田	啓秀
9番	有山	富士美			

農地利用最適化推進委員

辻	英雄	影林	則昭
池田	典夫	池谷	初英
前田	隆男	棚田	秀治
谷野	諭		

説明者	事務局	局長	吉岡 浩	補佐	坂本 親穂
		主幹	有山 清隆	主査	田所 智
	農林課農林係	主幹	前川 勝則		

傍聴者 0 名

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農用地利用集積計画に対する意見聴取について
3. 農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について
4. 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
5. 特定農地貸付けの承認申請について
6. 農地の造成工事に係る届出について
7. 令和7年度最適化活動の目標の設定等について

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について

2. 農業経営基盤強化促進法に基づく農地に係る利用権設定の解約について
3. 農地法施行規則第29条第1号による届出について
4. 農地法施行規則第53条第11号による届出について
5. 農地の転用事実に関する照会について
6. 農地転用許可の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
- 農地集積集約にかかる資料
- 農業経営改善計画書・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(抜粋)
- 令和7年度最適化活動の目標の設定等
- 「令和6年度農地活用推進農地利用最適化研修会」に係る差替資料
- 度農業者年金オンラインセミナーアーカイブ動画(チラシ)

○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 0 名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中井啓二会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名について、議長である私(10番 中井会長)と5番 今井委員、6番 岩前委員にお願いしたい。

進行の都合上、先に議案第4号「農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」の説明を事務局へ依頼

○主幹〔議案読み上げ〕

本申請については、農業経営基盤強化促進法第12条の規定により、生駒市内で農業経営を営んでいる農業者から、この者が作成した農業経営改善計画が適当であるかどうかの認定を生駒市から受けるため、同計画の提出があったものであり、生駒市が、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の規定により、当農業委員会に意見照会があったため、議案としてあげている次第である。

○農林主幹 市町村から農業経営改善計画が適当であるとの認定を受けた農業者を、認定農業者と言うが、この認定農業者になれば、『スーパーL資金』などの融資制度を長期低利で受けられるなど、さまざまな支援制度を受けられるものである。言い換えれば、認定農業者になるためには、農業者自身が作成した農業経営改善計画が適当であるとの認定を生駒市から受ける必要がある。生駒市は計画の認定にあたり生駒市農業委員会のほか、奈良県農業協同組合と奈良県北部農業振興事務所にも意見照会を行っている。

当該申請者は令和元年7月に法人として新規就農した。当時の新規就農には下限面積2,000㎡の要件があった中で申請者は高山町の大北地区と北田原町にて約4,000㎡の農地を借り受け、令和3年1月に認定新規就農者となり、白ネギやナス、ミニトマトを中心に作付け

されている。法人としての営農から個人の営農に切り替わった現在では、ビニールハウスを含めて約15,000㎡の農地を耕作されている。「農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想」の中で、主な審査項目としては、就農してから10年後に、年間労働時間を概ね2,000時間を目標にすること、年間農業所得として360万円を目標とすることとなっている。

令和3年に法人としての農業経営改善計画の認定を行ったが、法人としての経営から個人としての経営に代わったことに伴い、今回申請が出てきた。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 委員 急に書類を見て審査するのは無理だ。次回に持ち越しなどはないのか。
- 局長 各照会などかけているので審議をお願いしたい。見ていただくのは年間所得が360万円を超えているかと、労働時間が2,000時間、この二つをクリアしているかを主に見ていただきたい。
- 議長 現状から目標までは少し差があるが、目標を達成できる要因などを説明してほしい。
- 農林主幹 まず農業経営の現状及び改善に関する目標に関して、申請書の資料だが年間所得が現在は240万円に対して5年後は360万円の目標を、耕作の種類等の作付け面積からだしている。そして年間労働時間に関しては、現状が2,640時間に対して目標が2,240時間だが、これが基本構想から少しずれるが、基本構想が10年後を目標としているため、これは現状から令和12年、5年間の目標で、240時間ほど超えているが10年後には2,000時間以下になるようにクリアされると聞いている。
- 委員 従事者は1人と書いてあるが、1人でこの広さをやっていけるのか。
- 農林主幹 現在もファーマーズスクールで講師をしていただいております、時間的な余裕もあるのではないかと思います。機械の更新もされているし、できるという計画をたてていただいている。
- 委員 責任をもってできるのか。この広さを1人でどうやってやるのか。
- 局長 先ほども言ったようにファーマーズスクールの講師をされているが、ファーマーズスクールというのは半農半Xということで、卒業生の方がいきなり農家になるのではなく、ファーマーズスクールで半年、或いは1年間研修を受けられた方が、以前だったら申請者がやっていた法人で研修を受けていたということもあり、今後はファーマーズスクールの卒業生の方も研修を受けながら一緒に働かれると聞いている。
- 委員 そういう事なら、そう申請書に書いてほしい。
- 委員 補足という事ではないが、先月この申請者が農地利用集積計画で出ていたと思う。その時に、私も1人で全部できるのかと質問して、その時にパートの方なども雇ってやっていくところもあるし、学校もやめたがその時の方に手伝ってもらうこともできると聞いている。2月の定例会では異議なしという事になっている。
- 局長 書類の2ページ目に雇用的人数なども書いてあるので見て欲しい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長 議案第4号「農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」の承認をすることとし、生駒市長に対しては「問題なし」と回答する。

〈農林課主幹退席〉

- 議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼

- 主査 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。

No.1～2の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1)で、高山こども園の北東約600mのところにある高山町地内の農地2筆

申請理由について

本申請について、申請農地は、譲受人の家の前にあり、耕作する上で利便性が高いことから買い受けることになった次第であり、当該農地では、野菜を栽培する予定である。

現地調査について

今月10日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

No.3～4の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(2)で、くろんど池の西約170mのところにある高山町地内の農地2筆

申請理由について

本申請について、譲受人の親族が申請地に隣接する農地を所有しており、自身も通作していることから管理上も都合がよく、今般買い受けることになった次第であり、当該農地では栗、イチジク等果樹を栽培する予定である。

一方、譲渡人は生駒市内在住だが、高山町外にお住まいで、維持管理する上で不便なことから、売り渡すことになった次第である。

現地調査について

今月10日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

No.5の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(3)で、光明中学校の北約260mのところにある南田原町地内の農地

申請理由について

本申請について、譲受人は申請地周辺に農地を所有しており、管理上も都合がよく、今般買い受けることになった次第であり、当該農地では季節野菜を栽培される予定である。

一方、譲渡人は農業経営の縮小を考えており、売り渡すこととなった次第である。

現地調査について

今月10日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

No.6の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(4)で、生駒高校の西約270mのところにある壺分町地内の農地申請理由について

本申請について、譲受人は当該農地の南隣に居住されており、耕作する上で利便性が高いことから買い受けることになった次第であり、当該農地では水稻をされる予定である。

一方譲渡人は、この農地を売却することで、所有農地は無くなる。

現地調査について

今月10日に会長をはじめとする農業委員3名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

No.7の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(3)で、光明中学校の北約100mのところにある南田原町地内の農地

申請理由について

本申請について、譲受人は当該農地の隣地に農地を所有しており、耕作する上で利便性が高いことから買い受けることになった次第であり、当該農地ではニンニクを栽培される予定である。

本農地はかなり面積が少なく、管理していく上で不便であるため売り渡すこととなった次第である。

現地調査について

今月10日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、これらの申請については、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第1号(No.1～4)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 No.1～2だが、申請地は譲受人の家の前で、野菜を作ると聞いている。現在も農業をされているので、トラクターや耕運機なども所有している。No.3～4は申請地の隣に譲受人のご両親の所

有する農地があり、現地調査に行った際には草を刈って綺麗にされていた。購入後は栗やイチジクなどを植える予定と聞いている。

○議長 議案第1号(No.5)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 譲受人は申請地の周りに何筆か農地をお持ちで、現地調査に行った際は綺麗にされていた。現在も田をされている。

○議長 議案第1号(No.6)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 申請地は現在も水稻を耕作されており、それを引き続きやると聞いている。

○議長 議案第1号(No.7)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 譲受人だが、申請地の隣の農地や北側の農地を数筆お持ちで、申請地が出入り口にちょうどいいと聞いている。他にも農地をお持ちと聞いている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言

議案第2号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の説明を事務局に依頼

○主査 〔議案読み上げ〕

No.1～4の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(5)で、国道168号線沿いにある北田原駐在所の東約50mに位置する、北田原町地内の農地4筆

申請理由について

使用貸人・借人とも、以前より利用権設定をされており、3月末が更新期限のために今回手続きを行うものである。当該農地では引き続きイチゴの栽培をする予定である。

現地調査について

今月10日に会長をはじめとする農業委員3名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

No.5～10の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(6-1)で、高山竹林園の南約200mに位置する高山町地内の農地

No.11～12の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(6-2)で、高山竹林園の南東約350mに位置する高山町地内の農地

申請理由について

使用貸人・借人とも、以前より利用権設定をされており、3月末が更新期限のために今回手続きを行うものである。No.5～10では引き続き季節野菜を、No.11～12ではブルーベリーの栽培をする予定である。

現地調査について

今月10日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、議案第2号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」については、農業経営基盤強化促進法第18条に規定する要件に該当しているため、特に問題ないと考える。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第2号(No.1～4)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 北田原の派出所の横にハウスがあるが、その賃貸借の更新である。ハウスの方はイチゴの最盛期という事で、イチゴがたくさんなっていた。

○議長 議案第2号(No.5～12)について事務局へ補足説明を依頼

○委員 現地調査の際、畑には野菜ができており、ブルーベリーも植わっていた。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第2号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の承認をすることとし、生駒市長に対しては「問題なし」と回答

議案第3号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」の説明を事務局に依頼

○主査 〔議案読み上げ〕

この計画書にある、公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンターとは、橿原市にあり、奈良県内の農地を集約・集積、つまり農地を借り受け、担い手に貸し付けを行う事業の農地中間管理事業を専門的に推進する団体である。

以前までは、なら担い手・農地サポートセンターの貸し借りの制度については、農業振興地域を持つ市町村でしか利用できなかったが、現在は市街化調整区域の農地を持つ市町村でも利用できるようになり、生駒市においても、市街化調整区域の範囲内の農地であれば利用できるようになっている。

この計画は、農地所有者が なら担い手・農地サポートセンターに貸し付け、なら担い手・農地サポートセンターが借り受け人に農地を貸与するという一連の手続きとなっている。

No.1～3の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(7-1)で、旧国道168号線沿いにある南田原集会所の西約300mに位置する、南田原町地内の農地3筆

申請理由について

借人は、南田原町で農地を借り、営農されてきたが、今般営農拡大のため、新たに農地を借り受けることになった次第であり、本農地では野菜を作付けする予定である。

現地調査について

今月10日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

No.4～5及びNo.7の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(8-1)で、生駒北小中学校の東約600mに位置する、高山町地内の農地3筆

No.6の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(8-2)で、生駒北小中学校の東約500mに位置する、高山町地内の農地1筆

申請理由について

使用借人は、令和5年4月から令和5年9月までオールケア学院生駒校で農業を学ばれ、卒業後、令和6年10月まで(株)未来農業研究所で農業技術等の取得をされてきた。また、令和5年11月からは奈良市の辰巳農園でナス、ホウレンソウを中心に学ばれ、3月に終了予定である。本農地では、ナス、ホウレンソウを栽培予定である。

一方、使用貸人は高齢であり、維持管理が大変なことから、今般貸し出すこととなった次第である。

要件について

耕作に必要な農機具等についてはトラクター・管理機は、1年目は知人から借り受け、2年目には購入予定とのことである。その他、必要なものは購入予定である。

現地調査について

今月10日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

なお当日に新規就農者面談を行っており、南田原町にお住まいで、農業を始めるきっかけ、農作物の販売方法、農機具の調達、栽培品目、農業従事日数等を確認した。また、自宅から農地までは車で10分程であり、災害等何かあれば農地へ駆けつけることが可能な距離である。

以上のことから、議案第3号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に規定する要件に該当しているため、特に問題ないとする。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第3号(No.1～3)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 今まで南田原でハウスを2棟ほどされており、今回3筆を新たに使用貸借すると聞いている。

○議長 議案第3号(No.4～7)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 借人は南田原にお住まいで、令和5年から(株)未来農業研究所で農業従事されていた。現在は奈良市の辰巳農園で従事されている。農機具は貸人からトラクターを1年目はお借りして、管理機等は(株)未来農業研究所にお借りしてゆくゆくは購入する予定だと聞いている。販売

先については、奈良県農業組合、コープ等に出荷すると聞いている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 No.4～7だが、借人の年齢を教えて欲しい。

○主査 現在40歳である。

○議長 議案第2号と議案第3号だが、違いは先ほど事務局が説明してくれたように議案第2号については直接地主さんと契約し、この法律を使って更新の手続きをする。次の更新は法律が変わるのか。中間管理機構が間に入るという認識でいいのか。

○主幹 今年の4月1日以降は農用地利用集積等促進計画で、農地を貸し借りすることになっている。3月まで、今回でいうと、議案第2号については1対1で借りれるが、4月以降は間に中間管理機構を挟んでやることになるので、今議長がおっしゃったように議案第2号の方の次回の更新の際はかならず農用地利用集積等促進計画で契約することになる。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第3号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」の承認をすることとし、生駒市長に対しては「問題なし」と回答

議案第5号「特定農地貸付けの承認申請について」の説明を事務局に依頼

○主査 〔議案読み上げ〕

この案件については、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき申請されたものである。生駒市では遊休農地対策の一環として、この法律に基づく特定農地の貸付を行っており、この手続きを行う場合、農業委員会の承認を求めることになっているため、本申請が提出されたものである。なお、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づく申請を行った場合、「農地法」上の手続きは不要となる。

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(9)で、阪奈道路辻ICの北約150mのところに位置する、小明町地内の農地1筆

申請理由について

使用貸人は、父親から相続で多数の農地を相続したものの、経営縮小を考えておられ、今般所有する農地を特定農地として貸し出すことになった次第である。

現地調査について

今月10日に会長をはじめとする農業委員3名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題はなかった。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第5号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 現地調査に行った際に3人の男性がホームページで遊休農地活用事業の利用者募集を見て見学に来ていた。

- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 委員 この農地は、駐車場やトイレはあるのか。水利などの問題はどうか教えて欲しい。
- 主幹 駐車場もトイレもない。特定農地貸付は南地区が多く、駐車場を設けているような農地はほとんどなく、おそらくだが、借りられる人は単車などで来るのではないかと思う。耕作して収穫したものをどうやって持って帰るのかと聞かれるかと思うが、前の道は車が1台通れるような道なので、近くに車を止めてもらうような形になるのではないかと思う。もともと水稻をされているような農地なので水について問題はないかと思う。
- 委員 市が補助金などを出して駐車場を借りることはできないのか。農機具など置く場所もあるし、市がやっているのだから市が借りてあげるべきだと思う。
- 局長 敷地内に駐車スペースなどをつくる補助金は制度上ある。ただ、建物については他の法規制などもあるので補助金はない。
- 委員 傍示も道が狭いので車を停められることで問題が出ることもある。今回の農地は広さから言っ
て、1区画が300㎡ほどになるかと思うが、5～6人が借りることになるかと思う。極端な話だが、
もしも全て貸し出しになった場合など、土日に全員が作業に来た場合に6台ほどの車が前に停
められることになるかと思うが、道幅がかなり狭いと聞いたが特定農地貸付でされる場合に車の駐
車場所などもよく見て行って、本当に地域の方たちの妨げにならないかなども検討する必要が
あると思う。特定農地貸付などで借りた方は堂々と停められる場合も多いように思う。地元の方
が遠慮して通ることが往々にしてあるかもしれない。貸される際にはきちんと説明をして地元
の方の迷惑にならないようにしてほしい。駐車場が確保できないような場所はいくら特定農地貸
付の申請があっても許可を出さないようにする必要もあるかと思う。
- 局長 今委員さんがおっしゃられたことは最もだと思う。農林課の特定農地貸付を担当している職員
がいるので、ここを借りる人にはしっかり話をしてもらうようにする。これは意見照会なので、農業
委員会から市長に対して意見を返すということなので、今の委員さんの意見を農業委員会の意
見として生駒市の方に回答することも可能である。
- 議長 貸さないと荒れてしまうことになるかと思うので、貸す方向でいいとは思う。市街化調整区域でも
青空駐車場というのは可能だし、土地所有者の方と土地の状況で受付の際に、駐車場として
転用することも可能だと受付の際に案内することも一つの方法かと思う。市長に意見を返す際
に駐車場の事を担当課としてもう少し話を詰めることも必要だと言ってもいいと思う。
- 局長 委員会を通っても、最終的に会長の決裁をいただいて受理書を発行するので、その際までに
こちらで文章を考えて付けて返すことにする。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]
議案第5号「特定農地貸付けの承認申請について」の承認を宣言
議案第6号「農地の造成工事に係る届出について」の説明を事務局に依頼
- 主査 [議案読み上げ]

農地造成工事とは、農地の効率的な利用を追求した盛土、切土の行為であり、農地法の規定による転用許可等が不要だが、工事期間が6ヶ月以内の場合、生駒市では農地造成指導要綱に基づき、届出の提出が必要である。農業委員会は現地調査を行い、農地の効率的な利用が確保され、隣接地関係者の同意があることなど、協議・確認することとなっている。

農地造成届出については、審議により承認があると、申請者に許可書を発行することとなり、その後工事着手届、工事完了届を提出させることになっている。

No.1～2の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(10)で、奈良先端科学技術大学院大学の東約150mにある鹿畑町地内の農地

申請理由について

当該地は、地盤が柔らかいため、イチゴハウスを建てるうえで利用するには地盤を改良する必要があることから上土を約30cm切り取り、切り取った分、真砂土を入れるとのことである。

現地調査について

今月10日に会長をはじめとする農業委員3名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行い、周辺農地への影響等についても問題はなく、今後も農地としての利用に支障がないものであると考える。なお、本案件は外部から土を入れるという事で環境保全課の方に土砂条例に関する申請をしている最中である。この許可が下りたら、農地造成の許可証も発行するという流れで行きたいと思う。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第6号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 申請地への農家区長及び隣接者の同意も確認している。造成目的に転圧をかけ上にビニールハウスを建てるということで、ビニールハウスで古都華を栽培すると聞いている。ビニールハウスが6m×21mのものを12棟、その中で高設栽培をされて列数は58列を1棟の中に5列が10、4列が2の合計58列が6m×18mと聞いている。従事者は届出者の相談役、管理者、顧問、社員の作業指導士2名及び障がい者の方が7名、この方々が週に2、3日4時間ほどの就労と聞いている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 2月にこの場所の農地造成の届けが出ていると思う。今回は個人名で出ているという事は何かそういう手続きの流れがあるのか。前回私は聞かなかったが、No.1～2の間には段差があるが、高さはどれくらいなのか。造成工事の高さは上限があったと思うのだが、この辺はどうなっているのか。

○主査 ももとは全体で出す予定だったのだが、分けた方がいいと思い、手続きを進めた。上下の農地の断差は1m以上はあったと思う。今回の造成だが、あくまでもハウスを建てるための造成なので、実際に言うところ耕作している部分の土を一部取って真砂土を入れて転圧をかけて固めるという行為なので、法面等は造成することはない。ただ、申請地の右側だが、行き来しやすいようにスロープを付けると聞いている。

○委員 農地造成の高さは1m以内でそれを超えると何か手続きがいったように思うのだが。あと、2月

では1000㎡のうち495, 72㎡だったが、今回は1000㎡のうち303. 67㎡になっているが、半分やってまた半分やって、前面やるという事か。それと高さが奈良県の農地造成では1m以内となっている。1m以内は届はらないが、それ以上については許可が必要になると思うが、その許可が本案件なのか。

○主査 今回調整するのはビニールハウス建てる部分の地盤固めをするのに約30cm上土を取って真砂土を入れて固める。上下2枚に分かれているが、別々に工事する。1mの規定には引っかからない。

○委員 土を入れると言っているが道路は大丈夫なのか。道の管理などはどうするのか。

○主査 その辺りは聞いていないので、また確認しておく。道路に土をまき散らしてはいけないので、どの施工業者もしっかりしていると思う。

○委員 許可が下りていないのに、重機を持ち込んでいるのか。

○主査 当然、許可が下りてからの工事になる。ただ先月に495, 72㎡の農地造成の許可が下りているので、その工事のために重機はきている。

○局長 まず農地造成工事に関する届出だが、農地造成に基づく法的な手続きではない。法律上の許可申請や、届出が必要な案件ではない。極論を言えば、農業委員会への手続きをしなくても法的にはする事も可能である。ただ、そうなると農地を触っているのに農業委員会が知らないと地元から問い合わせが来た時に困るので、農地造成に対する要綱というのを農業委員会で策定して、法的根拠はないが届出という制度を設けてやっている。もちろん農業委員会として届出が出ていないのにやってもいいということとはできないので、受理書が出てからでないとしてはいけないと言っていくと共に、先ほど申したように環境保全課に出していただいている許可申請という法令に基づきこの手続きをしないと法令違反ということになるのでよろしくお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第6号「農地の造成工事に係る届出について」の承認を宣言

○議長 議案第7号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」の説明を事務局に依頼

○主幹 〔議案読み上げ〕

議案第7号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」の説明

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第7号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」の承認を宣言

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

報告第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地に係る利用権設定の解約について」

報告第3号「農地法施行規則第29条第1号による届出について」

報告第4号「農地法施行規則第53条第11号による届出について」

報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第6号「農地転用許可の報告について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

○主幹〔報告読み上げ〕

概要説明

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

No.1～14は全て相続により所有権を取得された農地について届出されたものである。

報告第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地に係る利用権設定の解約について」

○主幹〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、当委員会における承認に基づき、利用権の設定がされた農地について、双方合意のもと契約が解約されたことを報告しているものである。

報告第3号「農地法施行規則第29条第1号による届出について」

○主幹〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第4条第1項第9号及び農地法施行規則第29条第1号の規定により、農業者が、自己の耕作の事業のための農業用施設を目的とする200㎡未満の農地転用の場合、許可は不要であるが、農業委員会に対して届出を出すように指導をしているため、本届出がでてきたものである。

本届出地については、地図番号(11)で、高山町の庄田バス停の北東約150mに位置する高山町地内の農地であり、農業用倉庫を目的として農地転用の届出がされたものである。

報告第4号「農地法施行規則第53条第11号による届出について」

○主幹〔議案読み上げ〕

概要説明

本報告は農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条第11号の規定により、電気事業者が送電用電気工作物等の敷地に供するために農地転用する場合、許可は不要だが、農業委員会に対して届出を出すように指導をしているため、本届出がでてきたものである。

本届出地は地図番号(12)で、国道163号線高山大橋交差点南西約300mのところに位置

する高山町地内の農地1筆である。令和7年4月1日から令和7年6月30日までの間、架空送電線の電線張替えの為の工事用車両の進入路等として一時転用されるものである。

報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」

○主幹〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1については昭和48年に5条申請が提出され宅地として利用されてきたもので、No.2～4については20年以上前から宅地として利用されてきたもので、No.11については、数十年前から山林化したもので、今般地目変更の申請されたものである。

また、No.5～10については現地調査の結果、農地性があるため、「田」で回答している。

報告第6号「農地転用許可の報告について」

○主幹〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告については、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可が下りたことの報告をしている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 「農地集積集約に係る情報交換」について事務局に依頼

○補佐 地域計画に係る集落座談会について報告

・有里農家区2月13日に開催

・藤尾・西畑・鬼取・小倉寺・大門農家区を合同で2月18日に開催

・小平尾北農家区・萩原農家区2月21日に開催

・萩の台農家区3月12日に開催

・小瀬農家区3月13日に開催

地域計画策定に係る集落座談会の案内

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 農地パトロールの報告を各委員に依頼

○委員 各地区の農業委員が農地パトロールについて報告

○議長 「その他」について事務局に依頼

○補佐 「令和6年度農地活用推進農地利用最適化研修会」に係る差替資料の説明

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 議案第7号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」だが、別紙様式の言葉の共有をしていきたいのだが、農家・農地等の概要に出てくる総農家数、農業経営体数、基幹的農業従事者数、これらはどういう定義になるのかが1つと、左の表の農業経営体数が231なのに対して、右の表の経営体数の合計が18なのだが、だいぶ違いがあると思うが何故こうなっている

のか教えて欲しい。

○主幹 総農家数、農業経営体数、基幹的農業従事者数は※にあるように農林業センサスの数字を入れている。今年度農林業センサスの調査をされているところなので、来年度か再来年度になるかわからないが、その数字を入れなさいと指定されている。右の経営体数は農業委員会調べとなっており、農林課で数字を持っており、農林課が持っている認定農業者、認定新規就農者、農業参入法人の数字を入れている。

○委員 農業経営体数と基幹的農業従事者数の数が違うのは少し気持ち悪い。

○局長 農林業センサスに基づく農家というのが、具体的な数字は手元にないのだが農地の経営面積であるとか、どれだけの販売をしている等、そういった基準で農家かどうかを判断されているので、それを国で統計されその数字を引っ張ってきている。右側の認定農業者等は農林課で認定をしているので、農林課の持っている数字を引っ張っている。農業参入法人については、定例会の場でご審議いただいて法人でも農業委員会の申請が通ればここにカウントしていく。

○委員 具体的に事務局の方で定義的なものはないのか。

○局長 今すぐにはわからない。

○委員 違反転用というか、西畑町の案件は違反転用だったのか。進捗を教えて欲しい。

○局長 違反転用である。農業委員会としては、農業委員会が単独ではなくて、県の農地転用の許可の事務をしている担い手農地マネジメント課と共に歩調を合わせて事業者に対して、農地法の許可を取るように指導はしているが、現在は建物等が建っており、あの場所は市街化調整区域なので、市街化調整区域内で建てられるものかどうかの問題と、国定公園、風致地区が入っているので、国定公園・風致地区で建てられるものなのかという問題もある。そのことについては、農業委員会、県の農地法の部局においては、判断することができない。まず、県の市街化調整区域の部署、国定公園の部署がこれなら法律的にいけると結論が出ないと、農業委員会も許可申請を出してくださいと言うことができないという状況である。

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼

○補佐 次回の日程について

定例会 令和7年4月11日(金)午後2時 市役所 401・402会議室

現地調査 令和7年4月4日(金)

4月3日(木)までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後4時2分閉会

農業委員会等に関する第27条の規定により、令和7年生駒市農業委員会第3回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

会 長 10番

農業委員 5番

農業委員 6番
